

熊本県公報

第 1 1 0 9 0 号
平成 16 年 3 月 1 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路総務課) 1
○ "	(") 1
○道路の供用開始	(") 2
○ "	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 2
○まちなみ整備資金融資制度要項を廃止する要項	(地域政策課) 3
公 告	
○平成16年度前期技能検定の実施	(職業能力開発課) 3
○技能実習制度に係る平成16年度技能検定の実施	(") 5
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 6
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○ "	(") 7
○宅地建物取引業の監督処分	(") 7
○換地処分	(農地建設課) 7
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る公告	(株式会社 IWD 東亜熊本) 7
○水俣市土石流災害検討委員会の会議の開催	(水俣土石流災害検討委員会) 8
○男女共同参画審議会の会議の開催	(男女共同参画審議会) 8
○教育委員会の会議の開催	(教育委員会) 9
○熊本県立美術館協議会の会議の開催	(熊本県立美術館協議会) 9

告 示

熊本県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	芦 北 坂 本 線	八代郡坂本村大字川嶽	前	6.7 ～ 11.0	135.0	単 道 改
		同 所 同 字 87 番 1 地先から 48 番 1 地先まで	後	11.5 ～ 23.0	135.0	

2 区域変更する期日 平成16年3月1日

熊本県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	辛 川 鹿 本 線	菊池郡菊陽町大字津久礼字上迎原	前	21.0 ～ 23.6	94.0	2 4 条 工 事
		3152 番 1 地先から 同 所 同 字 3167 番 1 地先まで	後	23.6 ～ 51.0	94.0	

2 区域変更する期日 平成16年3月1日

熊本県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	龍ヶ岳 御所浦線	天草郡御所浦町字梅実迫	229.0	単道改
		4976 番 12 地先から 同 所 字土井 4981 番 5 地先まで		

2 供用開始する期日 平成16年3月1日

熊本県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛 川 鹿 本 線	菊池郡菊陽町大字津久礼字上迎原	94.0	2 4 条 工 事
		3152 番 1 地先から 同 所 同 字 3167 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成16年3月3日

熊本県告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ディ・エス大進工業株式会社 菊池郡合志町幾久富 1622-136	ディ・エス大進工業株式会社	平成16年2月23日

熊本県告示第161号

まちなみ整備資金融資制度要項を廃止する要項を次のように定める。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

まちなみ整備資金融資制度要項を廃止する要項
まちなみ整備資金融資制度要項（平成7年熊本県告示第642号）は、廃止する。

附 則

- この要項は、平成16年3月1日から施行する。
- この要項の施行の日前に、この要項による廃止前のまちなみ整備資金融資制度要項の規定に基づきなされた融資については、なお従前の例による。

公 告

熊本県公告第175号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条の規定に基づき平成16年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通施盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御施盤、数値制御フライス盤、マシニングセンタ及び精密器具製作に係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工及び木製建具機械加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、フラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通施盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御施盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

等級	検 定 実 施 職 種	手数料の額
1級 及び 2級	園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建	15,700 円